

我孫子市調査書誤記入問題調査対策委員会設置要領

(設置)

第1条 市内中学校における調査書の誤記入に係る問題の原因究明及び再発防止策を検討するため、我孫子市調査書誤記入問題調査対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育経験者
- (3) 教育行政経験者
- (4) 高等学校校長
- (5) 文書情報管理課長
- (6) 指導課長

(任期)

第3条 委員の任期は、調査書の誤記入に係る問題の原因究明及び再発防止策を取りまとめた報告書を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を取りまとめ、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務部指導課において処理をする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。